

新 旧 対 照 表

(新)

平成31年度高知県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条 ～ 第3条 略

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書(削除)の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

第5条 略

(補助の条件)

第6条 (1)～(7) 略

(8) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。

(9) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(10) 補助事業の実施に当たっては、前条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(11) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

第7条 ～ 第8条 略

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起

(旧)

平成30年度高知県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条 ～ 第3条 略

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、正副2部を知事に提出しなければならない。

第5条 略

(補助の条件)

第6条 (1)～(7) 略

(8) 補助金に関する消費税仕入控除税額等が確定した場合は、別記第3号様式による報告書により、速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、知事に報告があったときは、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。

(10) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(11) 補助事業の実施に当たっては、前条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(12) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

第7条 ～ 第8条 略

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起

算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 6 条第 7 号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 6 条第 7 号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第 3 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(附 則)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 3 月 20 日から施行する。

2 この要綱は、平成 32 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号から第 6 号まで、第 8 号、(削除) 第 7 条及び第 9 条第 3 項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 (第 3 条関係) ～ 第 4 号様式 (第 9 条関係) 略

算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(附 則)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 3 月 22 日から施行する。

2 この要綱は、平成 31 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号から第 6 号及び第 8 号から第 9 号まで並びに第 7 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 (第 3 条関係) ～ 第 4 号様式 (第 9 条関係) 略